

# 宜野湾市立中央公民館 令和5年度事業報告 ～まなびのあゆみ～

A



B



C



3

2



1





# 目次

一. 宜野湾市立中央公民館の概要.....	1
1. 宜野湾市立中央公民館の概要.....	2
(1) 宜野湾市立中央公民館の沿革	
(2) 宜野湾市立中央公民館施設の設置概要	
(3) 宜野湾市立中央公民館施設構成	
2. 組織と予算.....	6
(1) 宜野湾市立中央公民館運営体制	
(2) 令和5年度宜野湾市立中央公民館運営審議会委員名簿	
(3) 令和5年度予算・決算見込	
3. 上位関連計画と中央公民館の基本方針.....	8
(1) 第四次宜野湾市総合計画	
(2) 第二次宜野湾市教育振興基本計画	
(3) 宜野湾市立中央公民館基本方針	
二. 令和5年度の年間活動報告.....	9
1. 令和5年度事業報告.....	10
2. 令和5年度中央公民館主催講座報告.....	12
(1) 中央公民館主催講座一覧表	
(2) 講座内容	
3. 令和5年度自治公民館連携事業報告.....	18
(1) 講座一覧表	
(2) 主な内容	
4. サークルの活動の振興とボランティア活動の推進.....	23
(1) サークル活動の振興	
(2) 令和5年度宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会役員	
(3) 令和5年度サークル会員の年齢内訳	
(4) 令和5年度サークル一覧	
(5) ボランティア活動の推進	
5. 中央公民館施設利用状況.....	28
(1) 施設別貸出状況	
(2) 目的別貸出状況	
(3) 過去5年間の利用人数	

6. 図書室の管理運営 .....	29
(1) 図書室の紹介	
(2) 図書の館外貸出し	
(3) 図書室の開室時間等	
(4) 令和5年度中央公民館図書室利用状況	
7. 企画・連携事業 .....	31
(1) 企画事業	
(2) 連携事業	
8. 加盟組織及び各種研修 .....	33
(1) 沖縄県公民館連絡協議会	
(2) 中部地区公民館連絡協議会	
(3) 沖縄県社会教育指導員連絡協議会	
(4) 中部地区社会教育指導員連絡協議会	
<b>三. 令和6年度事業計画 .....</b>	<b>35</b>
1. 令和6年度事業計画 .....	36
(1) 中央公民館主催講座	
(2) 自治公民館連携事業	
(3) サークル活動の振興とボランティア活動等の推進	
(4) 中央公民館施設の貸与	
(5) 図書室の管理運営（図書の閲覧・貸出等）	
(6) 企画・連携事業	
(7) 広報活動	
(8) 加盟組織及び各種研修	
(9) 中央公民館運営審議会	
<b>四. 資料 .....</b>	<b>41</b>

# 一. 宜野湾市立中央公民館の概要

# 1. 宜野湾市立中央公民館の概要

## (1) 宜野湾市立中央公民館の沿革

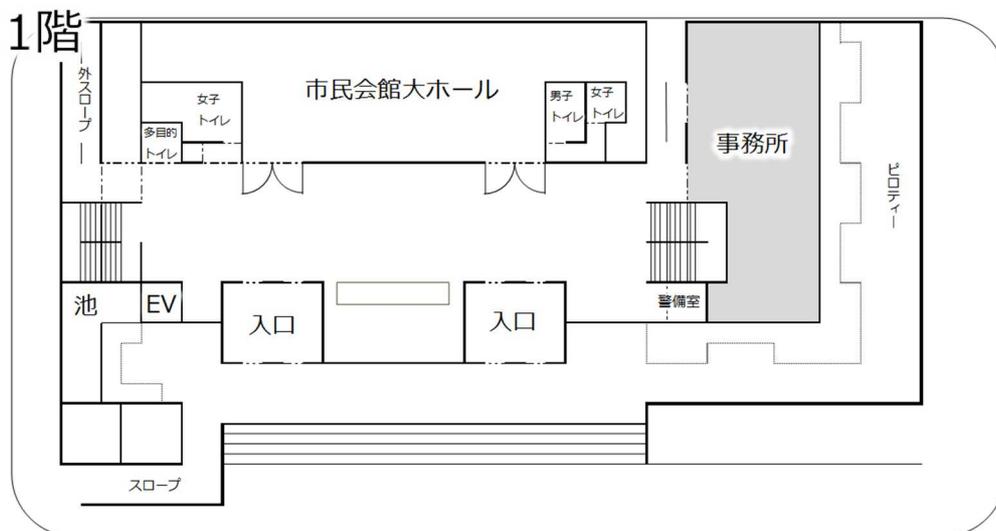
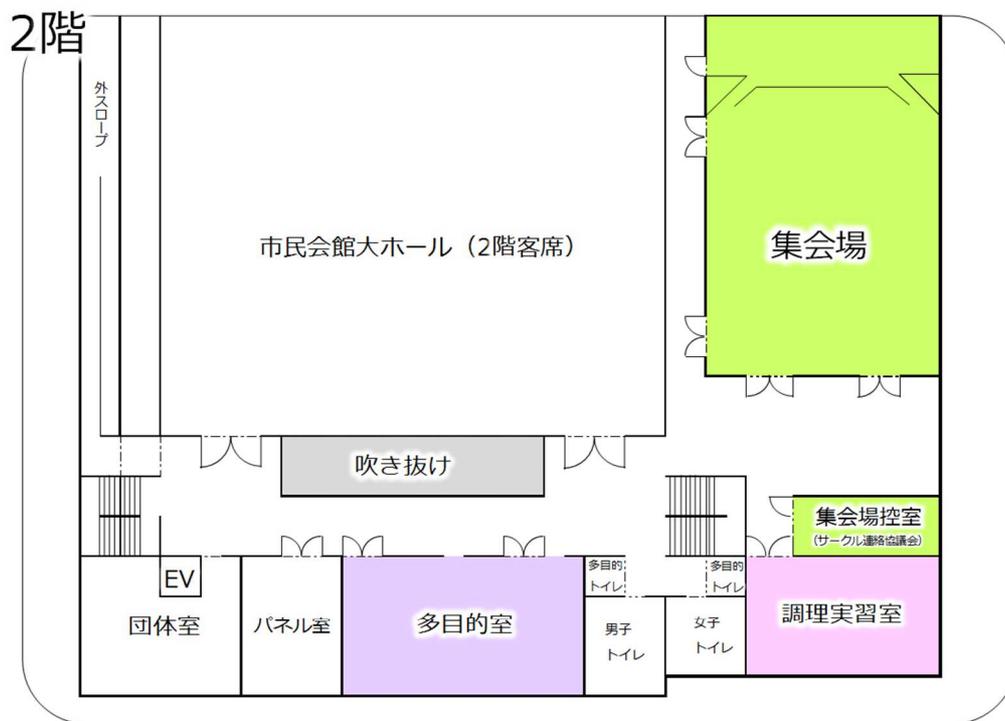
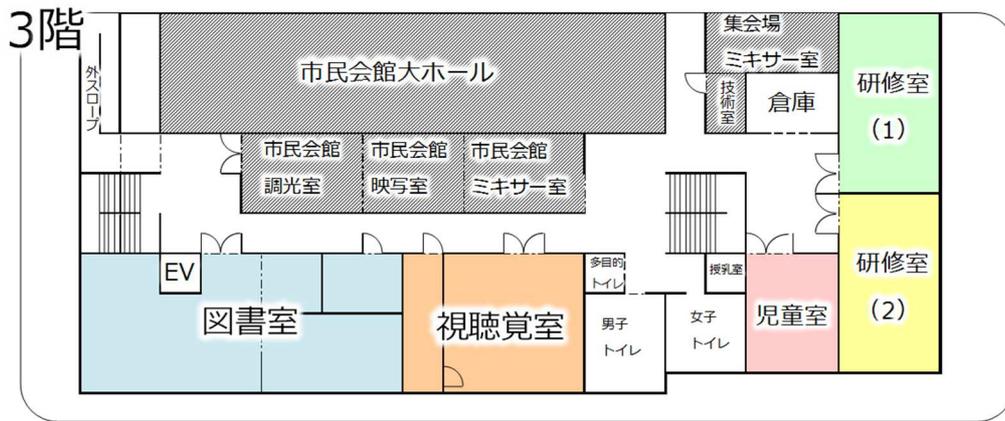
昭和 59年 3月 31日	宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の公布 (当条例は昭和 59年 4月 1日から施行)
昭和 59年 6月 1日	宜野湾市立中央公民館運営審議会委員 8人を委嘱 (以後 25毎に改選)
昭和 59年 6月 15日	宜野湾市立中央公民館運営審議会委員辞令交付式 委員長に嘉手納良幸氏、副委員長に呉屋好永を選任
昭和 59年 7月 15日	初代館長 細原一雄が就任
昭和 59年 10月 22日	宜野湾市民会館との併合施設として、集会場・調理実習室・大展示室・図書室・視聴覚室・ 研修室(1)・(2)・児童室を設置して開館
昭和 59年 11月 13日	中央公民館主催事業としてジャズダンス教室が開始
昭和 61年 3月 15日	第 1回宜野湾市立中央公民館まつりを開催。
昭和 62年 4月 1日	2代目館長 (兼務) 玉城宏が就任
昭和 63年 4月 7日	3代目館長 (専任) 古波蔵百合子が就任
<hr/>	
平成 2年 4月 1日	4代目館長 大城正美が就任
平成 6年 4月 1日	5代目館長 伊禮玲子が就任
平成 10年 4月 1日	6代目館長 上江洲慶子が就任
平成 14年 4月 1日	7代目館長 澤岨光子が就任
平成 18年 4月 1日	8代目館長 宮城政一が就任
平成 19年 11月 2日	調理台補修工事完了
平成 20年 4月 1日	宜野湾市立中央公民館から教育委員会生涯学習課公民館係に名称変更 9代目館長 照喜名朝則が就任
平成 21年 11月 26日	サークル連絡協議会から水車寄贈
平成 22年 8月 30日	集会場及び視聴覚室の音響機器入替え
平成 23年 2月 5日	第 25回中央公民館まつり記念誌を発行
平成 23年 4月 1日	10代目館長 宮城豊が就任
平成 23年 11月 18日	優良公民館文部科学大臣賞受賞
平成 25年 3月	研修室・児童室・視聴覚室・図書室改修
平成 25年 4月 1日	11代目館長 仲村健が就任
平成 26年 4月 1日	12代目館長 田場盛茂が就任
平成 27年 4月 1日	13代目館長 玉那覇清が就任
平成 28年 1月	集会場舞台機構及び照明機器改修工事完了
平成 28年 5月	集会場・視聴覚室・第一研修室音響関係貸借機器更新
平成 30年 2月 3・4日	U-18 フェスティバル、中央公民館まつりを一元化し生涯学習フェスティバルを開催
<hr/>	
令和 2年 3月	トイレ改修工事完了
令和 2年 4月 1日	14代目館長 (生涯学習課長兼務) 真鳥かおりが就任
令和 2年 10月	中頭地方視聴覚協議会解散に伴い、一部機材・教材を査収
令和 3年 3月	集会場天井耐震工事、床・壁・磁気ループ改修工事完了
令和 4年 3月	集会場舞台機構改修工事、市民会館(中央公民館)車いす専用駐車場等整備工事完了
令和 5年 4月 1日	15代目館長 (生涯学習課長兼務) 佐久原昇が就任
令和 5年 8月 1日	空調設備、中央監視盤、防災盤改修工事着工 (令和 6年 12月まで予定)

## (2) 宜野湾市立中央公民館施設の設置概要

名 称	宜野湾市立中央公民館	敷地面積	7533.393 m <sup>2</sup>
位 置	宜野湾市野嵩1丁目1番2号	床面積	
着 工	昭和56年10月9日	集 会 場	456.663 m <sup>2</sup>
竣 工	昭和57年12月25日	多目的室	112 m <sup>2</sup>
開 館	昭和59年10月22日	調理実習室	95.837 m <sup>2</sup>
構 造	鉄筋・鉄骨コンクリート造り (地上3階 地下1階)	研修室1・2	各60.825 m <sup>2</sup>
※	宜野湾市民会館と複合施設	児 童 室	46.5 m <sup>2</sup>
		視 聴 覚 室	73.9 m <sup>2</sup>
		図 書 室	190.75 m <sup>2</sup>



(3) 宜野湾市立中央公民館施設構成



# 3階

**視聴覚室**

最大30名収容  
ピアノ・袖付イス有

**研修室 (1)**

最大20名収容  
プロジェクター有

**図書室**  
【あおぞらいぶらりー】

**児童室**

最大15名収容  
プレイマット有

**研修室 (2)**

最大20名収容  
スクリーン有

飲食可

最大50名収容  
蔵書数約10,000冊 (R6.6月現在)

# 2階

**集会場** 舞台部：間口9m奥行5.2m  
フロア部：約20m\*16m 最大200名収容  
附属設備：舞台機構/音響・マイク  
ピアノ/演台/テーブル70台/イス200脚

飲食可

**集会場控室**

飲食可

**多目的室**

最大60名収容

飲食可

**調理実習室**

調理台：5台  
最大20名収容

飲食可

## 2. 組織と予算

### (1) 宜野湾市立中央公民館運営体制

職員総数 9 人(令和 5 年度)

館長(兼任)	.....	1
係長	.....	1
主査	.....	1
主査(再任用)	.....	1
会計年度職員(社会教育指導員)	.....	3
会計年度職員(図書司書)	.....	1
会計年度職員(催事・貸出・サークル担当)	.....	1

※中央公民館館長は生涯学習課長を兼任

中央公民館は市民会館との複合施設となっており管理運営についても複合的に行っている。

市民会館(文化振興係)5人(係長1・主任主事2・会計年度任用職員2)

### (2) 令和 5 年度宜野湾市立中央公民館運営審議会委員名簿

委嘱任命期間：令和 4 年 6 月 1 日 ～ 令和 6 年 5 月 31 日

※又吉直正委員、照屋文宏委員、長濱守毅委員の委嘱任命期間は令和 5 年 7 月 5 日 ～ 令和 6 年 5 月 31 日

氏名	所属団体の名称・役職の名称		選出区分
背戸 博史 (委員長)	琉球大学地域連携推進機構生涯学習推進部	教授	学識経験者
中曽根 昌一 (副委員長)	(元) 宜野湾市立嘉数小学校	(元) 校長	学識経験者
又吉 直正	宜野湾市校務研究会(真志喜中学校)	校長	学校教育関係者
照屋 文宏	宜野湾市校務研究会(長田小学校)	校長	学校教育関係者
宮園 峰子	宜野湾市女性連合会	会長	社会教育関係者
花城 ますえ	宜野湾市青少年健全育成協議会	事務局長	家庭教育関係者
下地 智子	宜野湾市子ども会育成者連絡協議会	事務局長	家庭教育関係者
伊波 稔	宜野湾市嘉数区自治会	会長	社会教育関係者
長濱 守毅	宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会	R5 年度会長	社会教育関係者
照屋 彰	宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会	子ども将棋 サークル代表	社会教育関係者

### (3) 令和5年度予算・決算見込

#### 歳入

		(円)
項目	予算	決算見込
中央公民館使用料	22,000	116,090
合計	22,000	116,090

#### 歳出

		(円)
項目	予算	決算見込
総事業費		
報償費	945,000	904,400
報酬	7,233,000	7,111,081
職員手当等	297,000	192,988
需用費	265,000	236,246
役務費	394,000	353,218
使用料及び賃借料	1,010,000	922,480
負担金、補助及び交付金	89,000	80,950
償還金、利子及び割引料	40,000	31,600
備品購入費	302,000	302,000
合計	10,575,000	10,134,963
事業別予算内訳		(円)
事業名	予算	決算見込
自治公民館連携事業	432,000	400,000
中央公民館管理運営費	7,583,000	7,176,596
図書室管理運営費	2,560,000	2,558,367
合計	10,575,000	10,134,963

### 3. 上位関連計画と中央公民館の基本方針

#### (1) 第四次宜野湾市総合計画（関連部分 抜粋）

目標3 文化を育み、心豊かな人を育てるまち

基本施策（3）地域活動を通じた学びの充実と文化の継承

施策 生涯をとおした学びの推進

#### (2) 第二次宜野湾市教育振興基本計画（関連部分 抜粋）

基本目標6 生涯をとおした学びの推進

基本施策24 多様な学びを支える環境づくりの推進

■中央公民館講座の充実に取り組みます。（中央公民館）

■情報発信の充実に努めます。（中央公民館）

基本施策25 学習成果を地域活動につなぐ仕組みづくり

■学習成果を地域活動につなぐ仕組みづくりを推進します。（生涯学習課）

基本施策26 家庭教育支援の充実

■家庭教育支援の環境づくりに努めます。（生涯学習課）

#### (3) 宜野湾市立中央公民館基本方針

中央公民館は、宜野湾市教育振興基本計画の基本理念「学び合い、未来を切り拓く人材の育成」を柱に、市民が豊かな学びと人間性を培えるよう、生涯各期に応じた教養や趣味等、市民のニーズに応じた多様な学習とその活用の機会の提供に努め、地域へつなぐ仕組みづくりに取り組む。

##### ①中央公民館運営方針

中央公民館は、社会教育法第20条の目的達成のため、次のとおり公民館の運営方針を定める。

- ・地域の人々が「集い・学び・憩い・そして創造」の場として、子どもから高齢者までのあらゆる市民のニーズに応えるべく、各種の講座や研修、展示会等の学習機会を提供し、コミュニティーづくりに努める。
- ・様々な体験学習等を通して、青少年の健全育成を促進する。
- ・講座や研修会等に提供する資料や図書等を整え、広く市民の活用を図る。
- ・地域の人々にとって最も身近な施設である市内の自治公民館を、生涯学習関連施設として位置付けることへの条件整備をし、時代に即した幅広い活動を展開する。

##### ②中央公民館取組事項

- ・中央公民館講座の充実を図る。
- ・情報発信の充実に努める。
- ・学習成果を地域につなぐ仕組みづくりを推進する。
- ・家庭教育支援の環境づくりに努める。

#### **【社会教育法】 抜粋**

**（目的）**第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に則する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 二. 令和5年度の年間活動報告

## 1. 令和5年度事業報告

※令和5年度8月から中央公民館・市民会館の空調設備等改修工事を実施のため休館している。

### ① 中央公民館主催講座（全14講座32回）

- ・7月まで中央公民館内で講座実施、8月以降は外部施設の利点を活かした内容の講座を実施
- ・子育て世代の参加を促す託児サービスを提供（2講座7回）
- ・幅広い市民層の参加を促す内容と日程を企画
- ・手話通訳ありの講座の実施

### ② 自治公民館連携事業

- 自治公民館講座（全14自治会49回）
  - ・自治公民館において、自治会が主体となって講座を開設する「自治公民館講座」の開設を推奨
  - ・令和5年度から仕組みや様式を簡素化し、講座の実施を促進
  - ・中央公民館は、主催講座開設で得た経験をいかし、各自治会の相談に応じ、申請と実績報告を受けて講師謝礼金を負担
- 自治会長・書記連携講座（1月実施）
  - ・自治会長会会長など3役と学習内容を調整し実施

### ③ 企画・連携事業

- サークル紹介パネル展（7月実施）
  - ・ボランティア活動・地域貢献活動の写真をポスターに編集、市役所ロビーに掲示
- サークル作品展（6月実施）
  - ・コザ信用金庫普天間支店「信金の日」に合わせて実施【普天間川柳の会・紅型サークル「彩」】
- ボランティア団体『よみかせくろうさぎ』による読み聞かせ&工作体験の開催（6月まで）  
（4・5・6月第3土曜日 午後14時～16時）
- ボランティア団体『よみかせくろうさぎ』『人形劇トロイメライ』などと連携し、「夏のよみかせまつり」を開催（7月実施）

### ④ サークル活動の振興とボランティア活動の推進

- 定期利用登録団体（以下サークル）が実施できるボランティア内容を記載した「サークルボランティア一覧表」の更新、市内各所へ配布（37団体中16団体36回実施）
- 地域活性化につながる地域貢献活動として、サークルの産業まつり舞台出演を勧奨、サークルと調整を行い、舞台出演時進行表を作成、産業まつり担当課に引継ぎ、スムーズな舞台進行を支援
- 宜野湾市立中央公民館定期利用登録説明会（3月実施）
- ボランティア等地域貢献活動報告書を作成、登録説明会時に掲示し実施サークルを表彰

## ⑤ 図書室の管理運営（図書の閲覧・貸出等）

- 図書室だよりの発行（4・5・6・7月）
- 祝日や記念日、季節にあわせた関連書籍の企画展示

## ⑥ 中央公民館施設の貸与

- 社会教育法第20条の目的に則り、地域住民の集会その他の公共的利用に供する。（7月まで）

## ⑦ 広報活動

- 市報及びホームページ・公式ラインに中央公民館講座情報などを掲載
- 市内小中学校連絡アプリ「スクリレユニット」で講座情報を周知
- 自治会長が集まる行政事務連絡協議会で「自治公民館連携事業」を周知、勸奨
- 宜野湾市立中央公民館サークル一覧表・ボランティア一覧表を本市関係機関に配布
- 中央公民館活動をまとめた報告集「まなびのあゆみ」を刊行し、自治会など関係機関に配布
- 依頼があった県内の生涯学習に関する催事等のチラシを設置（7月まで）
- ホームページに近隣大学の公開講座・放送大学・県生涯学習のホームページ入口を掲載

## ⑧ 加盟組織及び各種研修

中央公民館職員は沖縄県公民館連絡協議会・社会教育指導員連絡協議会などの加盟組織が実施する研修会や講演会、事例発表の分科会へ自治会長と共に参加し、他市町村の事例などを通して生涯学習や地域活性化に関して理解を深めた。また、中部地区公民館連絡協議会の研究大会では、担当市町村となり、職員は「中央公民館が講座をとおしてできること～人と地域をつなぐ仕組みづくり～」をテーマに事例発表を行った。

- ホームページに近隣大学の公開講座・放送大学・県生涯学習のホームページ入口を掲載
- 沖縄県公民館連絡協議会
  - ・定期総会・公民館関係者研修会・第53回沖縄県公民館研究大会八重山大会
- 中部地区公民館連絡協議会
  - ・定期総会・第35回中部地区公民館研究大会西原町大会
- 沖縄県社会教育指導員連絡協議会
  - ・定期総会・研修会
- 中頭地区社会教育指導員連絡協議会
  - ・定期総会・前期研修会・後期研修会

## ⑨ 中央公民館運営審議会

中央公民館は、中央公民館における各種事業の企画・実施・運営・成果を報告、審議会委員の意見を聴取し、家庭教育支援のあり方について検討した結果、令和6年度事業「小中学校連携講座」に反映させた。（1回目：7月 2回目：2月実施）

## 2. 令和5年度中央公民館主催講座報告

### (1) 中央公民館主催講座一覧表

#### ①一般成人対象講座（全9講座、計27回）

月	日	曜	回	講座名	講座内容及び目的	時間	定員	申込	受講	場所
5	15 22 29	月 月 月	3 回	おもてなしにも使えるお弁当講座	おもてなしにも使えて保存できるお弁当簡単レシピを学ぶ。	10-13	16名	18名	16名	調理実習室
5 6	19 26 2 9 16	金 金 金 金 金	5 回	スマホの写真でポストカードをつくらう！	スマホのカメラで効果的に写真を撮り、Wordを使ってオリジナルポストカードなどを作る。	10-12	20名	19名	19名	研修室(1)
6	18	水	1 回	大人も楽しめるドローン教室	初心者向けドローン講座、操縦方法や飛ばしてもよい場所などのルールを学ぶ。	13-15:30	10名	17名	10名	集会場
9	13 20	月 月	2 回	今甦る首里城講座	令和元年10/31に焼失した首里城。『令和の木曳式』も終わり、本格的な工事が始まるのを機に、首里城の歴史を学び、実際に首里城を見学する。	10-12	20名	16名	15名	市立博物館 首里城公園
10	15 22 29	日 日 日	3 回	疲労回復に役立つ体幹ストレッチ	自宅でもできる体幹を使ったストレッチで疲れを解消する。	10-12	20名	23名	22名	市社会福祉センター
10 11	30 6 18	月 月 土	3 回	組踊講座	『組踊』の歴史について学び、実際にその所作を体験する。座学の後に『組踊』を鑑賞、劇場のバックヤードも見学し、伝統芸能への理解を深める。	14-16	20名	18名	18名	市立博物館 国立劇場おきなわ
10 11	13 20 27 10	金 金 金 金	4 回	陶芸教室～やちむん～	ろくろやたたらを使って焼き物＝やちむんを作る。自分だけのオリジナルやちむんを作り、使用する事で物の大切さを感じる。	14-16	7名	11名	9名	あやかりの杜
12	4 11 18	月 月 月	3 回	ネット犯罪に巻き込まれないために	インターネットにおける新しい詐欺や犯罪等の手口を知ることで、その対策について知識を深める。	14-16	20名	6名	6名	市マリン支援センター
1 2	27 10 24	土 土 土	3 回	子ども達に伝えたい『いのち』のお話	自尊心を高める事を目的とした講座。未就学児から大人まで誰もが聞ける優しい『命』のお話で、心も身体も、自分も他の人も大切にしたいと感じる。	14-16	20組	15組	12組	真栄原区公民館

#### ②夏休み親子対象講座（全2講座、計2回）

月	日	曜	回	講座名	講座内容及び目的	時間	対象	定員	申込	受講	場所
7	23	日	1 回	親子ワンワンふれあい動物園	身近な動物と触れ合うことで命の大切さを感じ、思いやりの心を育む。沖縄の動物たちを取り巻く課題について学ぶ。	10-12	小1～小3	親子20組	77組	20組	普天間小学校体育館
	30	日	1 回	コイン貯金箱づくり	お金が種類別の穴に落ちることで、コインの仕分けができる楽しい貯金箱を作る。	13-15	小1～小3	親子20組	70組	20組	集会場

#### ③夏休みキッズ・ジュニア対象講座（全3講座、計3回）

月	日	曜	回	講座名	講座内容及び目的	時間	対象	定員	申込	受講	場所
7	29	土	1 回	新貿易ゲーム～SDGs～	簡単なゲームをととして「世界の貿易と経済のしくみ」を体験する。	10-12	小4～小6	20名	16名	16名	集会場
8	20	日	1 回	竹細工で昆虫づくり	竹を使って本物のようなカブトムシ・トンボ・バッタなどの昆虫を作る。	10-12	小4～小6	20名	20名	20名	市社会福祉センター
11	25 ※1	土	1 回	中学生のためのドローン教室	中学生対象の初心者向けドローン講座、操縦方法や飛ばしてもよい場所などのルールを学ぶ。	13-15	中学生	10名	16名	10名	市社会福祉センター

※1 8/5開催予定だったが、台風の影響で11/25に延期して実施

## (2) 講座内容

### ①一般成人対象講座

#### おもてなしにも使えるお弁当講座

【実施日】5月15日、22日、29日（各月曜日）

【時間】10:00～13:00

【場所】調理実習室

【講師】新崎亜子 【助手】中山要美

(HEARTY PARTY OKINAWA)

【受講者】16名

=受講生の声=====

とても楽しく学べました。毎回すぐその日の夕食として作りました。家族みんな大喜び子どもたちもパクパク食べてました。子どもを預けて参加できるのはありがたいです。今後もこのような教室の開催を願います。



#### スマホの写真でポストカードをつくろう！

【実施日】5月19日、26日、6月2日、9日、16日（各金曜日）

【時間】10:00～12:00

【場所】研修室(1)

【講師】秋元万里子（プロモスジャパン株式会社）

【受講者】18名

=受講生の声=====

スマホで写真、はじめて難しさも楽しさも知りました。シャッターチャンスは今後も狙う人生にしたいと思います。PC操作も楽しかったです。やっと2枚目も完成しました。



#### 大人も楽しめるドローン教室

【実施日】6月18日（日曜日）

【時間】13:00～15:30

【場所】集会場

【講師】新垣賀津治（ドローン教習所COS 沖縄校）

【受講者】10名

=受講生の声=====

電波障害のハプニングもありましたが、操作をたくさんする事が出来たのでいい経験になりました。電波障害の怖さ、操作できなくなる体験も貴重なものでした。



## 今甦る首里城講座

【実施日】9月13日、20日（各水曜日）

【時 間】10：00～12：00

【場 所】市立博物館、首里城公園

【講 師】輝広志（〈一財〉沖縄美ら島財団 首里城事業課）

【受講者】15名

=受講生の声=====

講師の先生が詳しくて、何にでも即答してくださって素晴らしかったです。今までも何度も来ましたが、こんなにあれこれ知ることができてよかったです。



## 疲労回復に役立つ体幹ストレッチ

【実施日】10月15日、22日、29日（各日曜日）

【時 間】10：00～12：00

【場 所】市社会福祉センター

【講 師】永渕悦子（e★studio）

【受講者】22名

=受講生の声=====

先生もおもしろくて楽しかったです。ありがとうございます。ストレッチ中はきついポーズもありましたが、やった後は身体がスッキリ軽やかになっていて良かったです。



## 組踊講座

【実施日】10月30日、11月6日、18日（金・土曜日）

【時 間】14：00～16：00

【場 所】市立博物館、国立劇場おきなわ

【講 師】沖縄伝統組踊子の会

【受講者】18名

=受講生の声=====

組踊の歴史から解説までとても満足しています。でもやっぱり最終日の講演がものすごく印象深くて「次はいつ行こうかな」と考えています。バックヤードツアーも裏が見られて良かったです。次回で平日ではなく土日だったら、誰かを誘っていきたいです。



## 陶芸教室～やちむん～

【実施日】10月13日、20日、27日、11月10日（各金曜日）

【時 間】14：00～16：00

【場 所】あやかりの杜

【講 師】伊達政仁（仁陶芸工房）

【受講者】9名

=受講生の声=====

託児有りでご受講できる講座がありとても助かりました。日々の育児での息抜きや預け先を探すのも大変なので。また、やちむんもこのように気軽に体験できる(1日ではなく数日かけて)場所はなかなかないので楽しみながら出来ました。先生、中央公民館の皆さんも気さくでとても親しみやすかったです。ありがとうございます。



## ネット犯罪に巻き込まれないために

【実施日】12月4日、11日、18日（各月曜日）

【時 間】14：00～16：00

【場 所】市マリソ支援センター

【講 師】ドコモショップモバイルタウン小禄店

【受講者】6名

=受講生の声=====

グーグルマップやナビはほとんど使わないので（使い方を習うことができて）大変参考になりました。



## 子ども達に伝えたい「いのち」のお話

【実施日】R6年1月27日、2月10日、24日（各土曜日）

【時 間】14：00～16：00

【場 所】真栄原区公民館

【講 師】知念菜穂子

（<一社>沖縄いのちにエールを贈る会代表理事・助産師）

【受講者】12名

=受講生の声=====

家庭ではきっかけがつかめなかったり言葉選びが難しく話しくなくなってしまう性の話を明るくさっぱり専門の先生から聞ける機会、すごくありがたかったです。子どもたちが忘れる頃、定期的にまたお話を聞いていきたいです。ありがとうございました



②夏休み親子対象講座

親子ワンワンふれあい動物園

【実施日】7月23日(日曜日)  
 【時間】10:00~12:00  
 【場所】普天間小学校体育館  
 【講師】沖縄県立中部農林高等学校 動物介在活動部  
 【受講者】20組



=受講生の声=====

- ・みんなかわかった。ゆうかな犬もいてかっこよかった。(児童)
- ・琉球犬の現状を知ることができてよかった。触れ合った犬達もかわかったしエネルギーな高校生達のすごさを実感しました。夢に向かって頑張りたいです(保護者)

コイン貯金箱づくり

【実施日】7月30日(日曜日)  
 【時間】13:00~15:00  
 【場所】集会場  
 【講師】宮城 薫 【助手】佐渡山ひかる



【受講者】20組  
 =受講生の声=====

- ・ボンドを使ってくみだてて、かんせいにちかづいていくと、わくわくしてきて、とても楽しかったです。(児童)
- ・今日一日参加してよかったです。娘が集中し頑張っていた。成長を感じました。ありがとうございました。(保護者)



【一般成人対象講座のチラシ】



【夏休み親子・キッズ講座のチラシ】



【夏休みジュニア講座のチラシ】

### ③夏休みキッズ・ジュニア対象講座

#### 新貿易ゲーム～SDGs～

【実施日】7月29日（土曜日）

【時間】10：00～12：00

【場所】集会場

【講師】大仲るみ子 【助手】真栄城ちあき  
（多文化ネットワーク fu ふ！ 沖縄）

【受講者】16名

=受講生の声=====

貿易の方法は一つではなく、いろいろな方法があることを知れてよかったです。「すべては金」ではなく、金よりも大切なものが貿易には必要であると考えました。



#### 竹細工で昆虫づくり

【実施日】8月20日（日曜日）

【時間】10：00～12：00

【場所】市社会福祉センター

【講師】津嘉山 寛喜 【助手】奥間五月  
（北谷竹細工）

【受講者】20名

=受講生の声=====

自分の好きなように色をぬれて楽しかった。トンボがバランスをとれていて、すごいと思いました。



#### 中学生のためのドローン教室 ※ 8/5 開催予定だったが、台風の影響により延期して実施

【実施日】11月25日（土曜日）

【時間】13：00～15：30

【場所】市社会福祉センター

【講師】ドローン教習所

【受講者】10名

=受講生の声=====

操縦の仕方や飛ばすために守らないといけないルールがわかり、これからドローンに触れる機会があれば、講座で覚えたことで操縦してみたい。



### 3. 令和5年度自治公民館連携事業報告

#### (1) 講座一覧表

①自治公民館講座（23自治会中14自治会、計49回実施）

月	日	曜	回	講座開設自治会	講座名	時間	講座種類	受講者	場所	
12	17	日	3回	野嵩二区自治会	クリスマスケーキ作り	11-13	青少年	15名	野嵩二区 公民館	
	19	火			動作法教室①	13-15	高齢者	14名		
	23	火			動作法教室②	13-15	高齢者	14名		
12	25	月	3回	野嵩三区自治会	料理教室	14-16	女性	17名	野嵩三区 公民館	
	30	土			生け花教室	14-16	女性	13名		
	1	4			木	民舞教室	10-12	女性		13名
1	18	木	4回	普天間一区自治会	三味線と獅子舞踊り①	16-18	青少年	16名	普天間一区 公民館	
	23	火			三味線と獅子舞踊り②	16-18	青少年	17名		
	2	1			木	三味線と獅子舞踊り③	16-18	青少年		16名
	2	6			火	三味線と獅子舞踊り④	16-18	青少年		17名
6	21	水	6回	普天間二区自治会	脳トレ（古いも若きもソロバン教室）①	15-16	一般	13名	普天間二区 公民館	
	7	5			水	脳トレ（古いも若きもソロバン教室）②	15-16	一般		12名
	7	19			水	脳トレ（古いも若きもソロバン教室）③	15-16	一般		10名
	8	2			水	脳トレ（古いも若きもソロバン教室）④	15-16	一般		10名
	8	16			水	脳トレ（古いも若きもソロバン教室）⑤	15-16	一般		11名
	9	6			水	脳トレ（古いも若きもソロバン教室）⑥	15-16	一般		10名
11	30	木	2回	普天間三区自治会	手書き年賀状	19-22	一般	13名	普天間三区 公民館	
12	2	土			おつまみ教室	18-21	一般	12名		
12	6	水	2回	新城区自治会	クリスマス&お正月飾り作り	19:30-21:30	女性	19名	新城区 公民館	
	13	水			楽しいEnglish	19:30-21:30	女性	17名		
1	9	火	3回	喜友名区自治会	誰にでも出来るケーキ作り	14-16	一般	12名	喜友名区 公民館	
	16	火			ウチナー料理研究①	13-17	一般	12名		
	30	火			ウチナー料理研究②	10-13	一般	9名		
8	3	木	4回	伊佐区自治会	健康体操①	10-12	一般	13名	伊佐区 公民館	
	10	木			健康体操②	10-12	一般	13名		
	10	13			金	ローズガーデン①	10-12	一般		20名
	11	6			月	ローズガーデン②	10-12	一般		20名
8	8	火	4回	大山区自治会	キッズマネー講座①	13-15	青少年	8名	大山区 公民館	
	15	火			キッズマネー講座②	13-15	青少年	7名		
	22	火			キッズマネー講座③	13-15	青少年	7名		
	9	6			水	キッズマネー講座④	15-17	青少年		12名

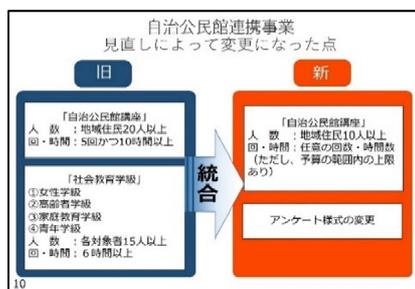
6	10	土	3回	大謝名区自治会	女性のための防災講座	14-16	女性	14名	大謝名区 公民館	
7	8	土			島野菜たっぷりのウチナー料理	10-12	女性	12名		
11	25	土			多肉植物の寄せ植え	14-16	女性	8名		
2	15	木	5回	嘉数区自治会	三味線教室①	18-19:30	一般	8名	嘉数区 公民館	
	22	木			三味線教室②	18-19:30	一般	8名		
	29	木			三味線教室③	18-20	一般	8名		
	3	7			木	三味線教室④	18-20	一般		7名
		14			木	三味線教室⑤	18-20	一般		8名
11	24	金	3回	真栄原区自治会	宇宙芋ってどんな味？	10-12	高齢者	15名	真栄原区 公民館	
	1	20			土	料理講習会	10-12	女性		15名
	2	10			土	琉球舞踊演舞講習	9-11	女性		13名
10	18	水	3回	愛知区自治会	大人の自由研究①（ハーブ教室）	18-20	一般	8名	愛知区 公民館	
	11	25			土	大人の自由研究②（料理教室）	13-15	一般		11名
	12	20			水	大人の自由研究③（折り紙教室）	18-20	一般		10名
6	30	金	4回	上大謝名自治会	上大謝名元気講座①（遺言書の書き方）	10-12	一般	19名	上大謝名 公民館	
	8	19			土	上大謝名元気講座②（健康講話）	19-21	一般		15名
	9	15			金	上大謝名元気講座③（防災講話）	19-21	一般		19名
	11	20			月	上大謝名元気講座④（着物リメイク講習会）	10-12	一般		19名

②自治会長・書記連携講座（23自治会中21自治会、計32名参加） ※ いずれか1回参加

月	日	曜	回	主催	講座名	時間	対象	受講者	場所
1	25	木	2回	中央公民館	うちなあぐち講座	14-16	自治会長・ 書記	13名	中原区 公民館
1	26	金				14:30- 16:30		19名	

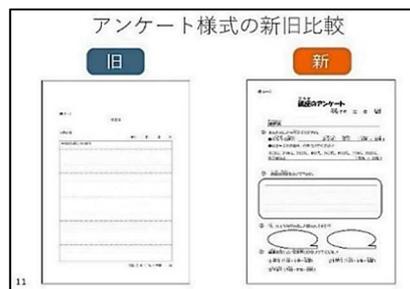
〇令和4年度に、自治公民館講座の開設について聞き取りを行ったところ「小規模地区のため講座開設条件である受講者の人数を満たすことができない」「受講生が高齢で感想文の記入を代筆する手間がかかる」などの意見があり、令和5年度より以下のように見直しを行った。

① 講座開設条件について



「自治公民館連携事業」の中で5種類あった講座と学級を一つに統合し、開設人数や時間数の下限と、性別、年代の区分を見直し、負担なく小規模でも継続できるよう改善。

② アンケート様式について



参加者へ求めていた感想文も、A3用紙に罫線がひかれた様式で記入を求めていたが、子どもから大人まで記入できるよう、〇つけのアンケート方式に変更。

## (2) 主な内容

### ①自治公民館講座

#### 野嵩二区自治会

【講座実施回数】3回

【講座タイトル】クリスマスケーキ作り／動作法教室①②

=受講生の声=====

ケーキは上手にできなかったけど、みんなで考えて楽しく作ったからとてもおいしかったです（ケーキ作り）



#### 野嵩三区自治会

171

【講座実施回数】3回

【講座タイトル】料理教室／生け花教室／民舞教室

=受講生の声=====

どれもおいしくて良かったです。家庭でも子ども達と一緒にチャレンジしたいと思います（料理教室）



#### 普天間一区自治会

【講座実施回数】4回

【講座タイトル】三味線と獅子舞踊り ①②③④

=受講生の声=====

獅子舞を踊っている姿がとてもかっこよかったです。今まであまり興味なかったけど、講座を受けて獅子舞はこんな感じなんだなと興味が出ました。



#### 普天間二区自治会

【講座実施回数】6回

【講座タイトル】脳トレ（ソロバン教室）①②③④⑤⑥

=受講生の声=====

「何級になりましたか」「早く次の級に進んで下さい」等のノルマを与えられる事がなく、自分のペースで周りの人との競争もなくできるので大変楽です。



#### 普天間三区自治会

【講座実施回数】2回

【講座タイトル】手書き年賀状／おつまみ教室

=受講生の声=====

目で見て楽しみながらおしゃれな料理をおいしくいただきました。バゲットを使った料理は子どもたちも喜ぶと思います（おつまみ教室）



## 新城区自治会

【講座実施回数】2回

【講座タイトル】クリスマス&お正月飾り作り／楽しいEnglish

=受講生の声=====

世界に1つだけの自分のリースが出来上がりました。久しぶりに婦人会の仲間とゆんたくしながら有意義な時間を過ごすことができました（飾り作り）



## 喜友名区自治会

【講座実施回数】3回

【講座タイトル】誰にでも出来るケーキ作り／ウチナー料理研究①②

=受講生の声=====

郷土料理ってなかなか作って食べることはないけどドゥルワカシーはタームのムジが入っていてすごくおいしかったです（ウチナー料理研究）



## 伊佐区自治会

【講座実施回数】4回

【講座タイトル】健康体操①②／ローズガーデン①②

=受講生の声=====

週1回、皆さんと楽しくやっています。肺活量と腰の痛みもよくなって、ずっと続けていきたいと思います（健康体操）



## 大山区自治会

【講座実施回数】4回

【講座タイトル】キッズマネー講座①②③④

=受講生の声=====

超格差社会になったら戦争が起こると思った。また参加して経済の仕組みをもっと知りたい。世界経済を動かしているのがアメリカなんだと思った。



## 大謝名区自治会

【講座実施回数】3回

【講座タイトル】女性のための防災講座／多肉植物の寄せ植え／島野菜たっぷりのウチナー料理

=受講生の声=====

災害や防災について考える機会を得て生活に取り入れる意識を改めて持つことができました（女性のための防災講座）



## 嘉数区自治会

【講座実施回数】5回

【講座タイトル】三味線教室①②③④⑤

=受講生の声=====

先生から琉球民謡の歴史とか教わり、勉強になりました。昔の人が暮らしそのものを三味線で歌にすることは、すごい一言です。



## 真栄原区自治会

【講座実施回数】3回

【講座タイトル】宇宙芋ってどんな味／料理講習会／琉球舞踊演舞講習

=受講生の声=====

扇子の持ち方、袖の握り方と基礎一つ一つの動作をゆっくり教えてもらい2時間が短く感じ楽しく受けられた(琉球舞踊演舞講習)



## 愛知区自治会

【講座実施回数】3回

【講座タイトル】大人の自由研究 (ハーブ教室/料理教室/折り紙教室)

=受講生の声=====

折紙って難しいイメージだったけど、正月用に向けての箸入れ簡単にできてステキ (折り紙教室)



## 上大謝名自治会

【講座実施回数】4回

【講座タイトル】遺言書の書き方／健康講話／防災講話／着物リメイク講習会

=受講生の声=====

沖縄の暑さでは着物を着たくてもなかなかできませんが、リメイクで着物を着た感じを味わえるので今から楽しみです(着物リメイク)



### ②自治会長・書記連携講座

## うちなあぐち講座

【実施回数】2回 (1/25, 26)

【対 象】自治会長及び書記

【会 場】中原区公民館

【特記事項】いずれか一回参加

=受講生の声=====

うちなあぐちを学べる機会をいただきとても良かった。自分で口に出して話していかないと上手にならないと感じましたので、頂いた資料を繰り返し勉強して少しずつうちなあぐちを覚えていきたいです。公民館に来る年配者とお話できるように使っていきます。



## 4. サークルの活動の振興とボランティア活動の推進

### (1) サークル活動の振興

宜野湾市立中央公民館では、社会教育法第20条の趣旨に則り、社会教育の一環として定期的かつ継続的に学習を行う団体（以下サークル）に対し、活動の振興を図る。

中央公民館にサークルとして登録すると、次の適用を受けることができる。

- ・優先的な施設利用
  - ※但し、市や市各種団体育成補助金交付要綱に該当する団体、県または市全域を対象とした公益性及び教育性の高い催事の利用がある場合は、この限りではない。
- ・使用料の減免
- ・その他、活動に関する相談及び助言等の援助

### (2) 令和5年度宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会役員

役職名	氏名	所属団体名
会長	長濱 守毅	民謡サークル「ひやみかち」
副会長	與儀 清子	宜野湾市うちなあぐち会
副会長	安 昌子	紅型サークル「彩」
書記	真栄城 久枝	普天間川柳の会
会計	喜納 響	ぎのわん市少年少女合唱団
監査	照屋 彰	宜野湾市子供将棋サークル
監査	伊佐 正美	中央公民館係長
相談役	佐久原 昇	中央公民館長

### (3) 令和5年度サークル会員の年齢内訳

	乳幼児	小中学生	高校生以上の10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	合計
年齢別利用人数	5人	43人	4人	6人	9人	19人	30人	409人	525人

#### (4) 令和5年度サークル一覧

番	サークル名	活動内容	番	サークル名	活動内容
1	自彊術体操サークル	自彊術体操	20	オカリナサークル ふれんず	オカリナ
2	I T羽衣	パソコン	21	宜野湾市沖ヨガサークル	ヨガ
3	ぎのわん the Blenders	ジャズバンド	22	つくし花会	華道
4	ハワイアンフラサークル ホアロハ	フラダンス	23	ラキ フラサークル	フラダンス
5	書道サークル みやらび	毛筆	24	女声コーラス「エコー森の川」	コーラス
6	着付けサークル あやめ会	着付け	25	ギターサークル 六弦大	クラシックギター
7	レイモキハナフラサークル	フラダンス	26	中国武術サークル	中国武術
8	水彩画サークル「ほおずき」	水彩画	27	普天間川柳の会	川柳
9	ぎのわん歌謡愛好会	カラオケ	28	紅型サークル「彩」	紅型染め
10	パソコンサークル はばたけ	パソコン	29	宜野湾市うちなあぐち会	うちなあぐち
11	社交ダンスサークル むつみ	社交ダンス	30	民謡サークル「ひやみかち」	琉球民謡・三線
12	天行健宜野湾太極拳サークル	太極拳	31	宜野湾市子供将棋サークル	将棋
13	実年友の会	フォークダンス	32	ぎのわん市少年少女合唱団	合唱
14	和裁サークル	和裁	33	宜野湾市太極拳協会	太極拳
15	墨絵サークル「きっ茶こ」	墨絵	34	秋津書道サークル	書道
16	親子英語リトミック Hop Rabbit	英語リトミック	35	しきなみ短歌サークル	短歌
17	ムンジユルの会	琉舞	36	宜野湾フォーカス	写真
18	歌う・ハピネス	カラオケ	37	泉ヴォイストレーニング	音楽
19	歌声サークル「コール宜野湾」	歌声			

※8月以降は工事のため完全休館

## (5) ボランティア活動の推進

### ①サークルのボランティア活動に関する周知活動

宜野湾市立中央公民館では、サークルが日頃の活動の成果を地域に還元する『ボランティア活動など地域貢献活動（以下、特別活動）』を推進している。また、サークルが実施するボランティア内容を記載した「サークルボランティア一覧表」を更新、市内各所へ配布した。

配布先（116 か所）

自治公民館（23 か所）、介護長寿課、児童館（6 か所）、社会福祉協議会、障がい福祉課、子育て支援課、公立保育所（2 か所）、子ども政策課（認可園 60 か所へBOX 配布）、はごろも学習センター、地域コーディネーター（9 名）、市民図書館、市立博物館、文化協会、女性連合会、青年連合会、青少年健全育成協議会、子ども育成者連絡協議会、PTA 連合会、老人福祉センター（2 か所）、特別養護老人ホーム福寿園

【配布した一覧表】

### ②特別活動実施団体への表彰

令和5年度登録期間中に、サークル単位で特別活動を行なった団体に対し、令和6年度宜野湾市立中央公民館定期利用団体登録説明会の冒頭で表彰（16 団体中 14 団体参加、2 団体へ賞状を郵送）



【表彰の様子】

③特別活動実績一覧表

登録団体 37 団体中 16 団体 36 回実施

	サークル名	日付	イベント名	内容	場所
1	宜野湾市うちなあぐち会	6/17	中部地区女性連合会令和5年度 島クトゥバし語やびら研修	講師	宜野湾市中央公民館多目的室
2		7/10	名護親方の琉球いろは歌	市民講演会主催	宜野湾市社会福祉センター
3		11/3	うちなー×ハワイ しまんちゅアイデンティティサミット	寸劇「三良小」を披露	沖縄キリスト教学院大学
4		1/26	自治会長・書記連携講座	うちなあぐち講座講師	中原区公民館
5		11月	うちなーぐちに親しもう！ 話して遊んで触れ合おう♪	講師	コープおきなわ浦添センター
6		4～9月	うちなあぐちクラブ 講師ボランティア	クラブ活動講師	はごろも小学校
7	ムンジールの会	10/7	上大謝名自治会 敬老会	地域イベント 出演ボランティア	上大謝名公民館
8		11/19	産業まつり	ステージ出演	宜野湾海浜公園
9		12/21	令和5年度沖縄県文化協会賞 授賞式	団体賞受賞	名護市民会館大ホール
10		2/25	宜野湾市文化祭	ステージ出演	国立劇場
11		3/15	福寿園お楽しみ会	出演ボランティア	特別養護老人ホーム福寿園
12	ラキ フラサークル	7/1	ムーンビーチルアウ	ステージ出演	ザ・ムーンビーチ ミュージアムリゾート
13		10/28	マカヒキフェスティバル2023	ステージ出演	美らSUNビーチ
14		12/2	伊利原老人福祉センター サークル発表会	ステージ出演	伊佐公民館
15		2/25	宜野湾市文化祭	ステージ出演	国立劇場
16	ギターサークル 六弦大	12/20	老人施設訪問ボランティア	訪問コンサート	介護通所たまき
17		10/18	虹の音の会ギターフェスタ	チャリティーコンサート	うるま市民劇場
18		11/19	宮良長包生誕140周年記念音楽祭	イベント出演	石垣市民会館
19	宜野湾フォーカス	3/2	写真展	二週間展示	中部病院
20		6月	写真展	二週間展示	沖縄南部療育医療センター
21		8月	写真展	二週間展示	知花クリニック
22	歌声サークル 「コール宜野湾」	6/22	月桃の碑建立一周年記念 平和のつどいコンサート	ステージ出演	西原運動公園内「夕日の広場」
23		11/19	産業まつり	ステージ出演	宜野湾海浜公園
24	中国武術サークル	8/19	夏休み体験教室 第二回親子カンフー教室	カンフー教室 企画・運営・講師	赤道児童センター
25		11/19	産業まつり	ステージ出演	宜野湾海浜公園
26	ハワイアンフラサークル ホアロハ	11/19	産業まつり	ステージ出演	宜野湾海浜公園
27		2/25	宜野湾市文化祭	ステージ出演	国立劇場
28	民謡サークル 「ひやみかち」	9/17	伊佐区納涼祭 はごろも祭り前夜祭	地域イベント 出演ボランティア	伊佐区自治会
29		11/19	産業まつり	ステージ出演	宜野湾海浜公園
30	しきなみ短歌サークル・ 秋津書道サークル	3/24	初めての書道 初めての短歌	書道・短歌 体験教室（無料）	アイムユニバース てだこホール多目的室
31	女声サークル 「エコー森の川」	3/10	第44回コーラス大会 全沖縄お母さんコーラス大会	ステージ出演	新報ホール
32	オカリナサークル ふれんず	11/19	産業まつり	ステージ出演	宜野湾海浜公園
33	天行健宜野湾 太極拳サークル	11/19	産業まつり	ステージ出演	宜野湾海浜公園
34	紅型サークル「彩」	6/13	地域連携企画宜野湾市立中央公民館 サークル作品展	～26日まで展示	コザ信用金庫普天間支店
35	普天間川柳の会	6/13	地域連携企画宜野湾市立中央公民館 サークル作品展	～26日まで展示	コザ信用金庫普天間支店
36	ぎのわんthe Blenders	2/25	宜野湾市文化祭	ステージ出演	国立劇場

④令和5年度 特別活動記録

一件ごとに特別活動の様子を紹介する活動記録書を下図のように作成し、令和6年度サークル登録説明会にて掲示した。

また、令和6年11月に市民図書館で予定されているサークル紹介パネル展でも掲示を予定しており、特別活動の記録が多くの方の目に触れることでサークルおよび一般市民の生涯学習活動の振興を図る。

<p>令和5年度 特別活動記録書</p> <p>サークル名 宜野湾市うちなぐち会</p>  <p>イベント名 うちなぐち市民講演会 名護親方の琉球いろは歌</p> <p>日 時 令和 5 年 7 月 10 日 日 14時</p> <p>場 所 宜野湾市社会福祉センター</p> <p>内 容 講演会（無料）主催</p>	<p>令和5年度 特別活動記録書</p> <p>サークル名 民謡サークル ひやみかち</p>  <p>イベント名 -伊佐区納涼祭 はごろも祭り前夜祭-</p> <p>日 時 令和 5 年 9 月 17 日 日 14時</p> <p>場 所 伊佐区公民館</p> <p>内 容 地域のまつりへ出演</p>
<p>令和5年度 特別活動記録書</p> <p>サークル名 ラキ フラサークル</p>  <p>イベント名 -第43回宜野湾市文化祭 バラエティーステージ</p> <p>日 時 令和 6 年 2 月 25 日 日 14時</p> <p>場 所 国立劇場おきなわ小劇場</p> <p>内 容 ステージ出演</p>	<p>令和5年度 特別活動記録書</p> <p>サークル名 ムンジユルの会</p>  <p>イベント名 福寿園 お楽しみ会</p> <p>日 時 令和 6 年 3 月 15 日 金 14時</p> <p>場 所 福寿園</p> <p>内 容 川瀬ボランテニア</p>

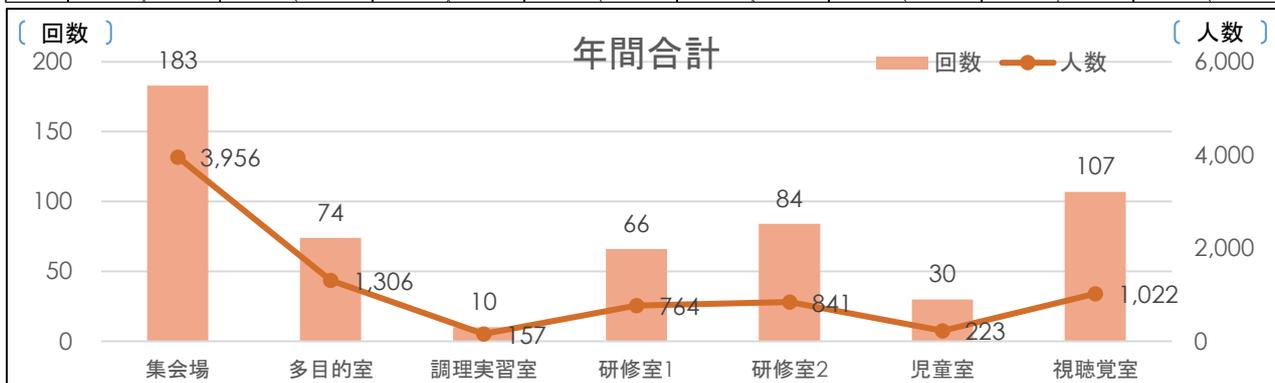
【作成した活動記録書(一部抜粋)】

## 5. 中央公民館施設利用状況

### (1) 施設別貸出状況

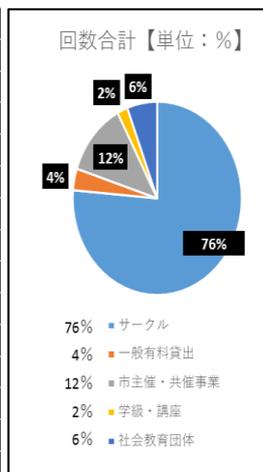
※8月以降は空調機器改修工事のため完全休館

	集会場		多目的室		調理実習室		研修室1		研修室2		児童室		視聴覚室		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
4月	44	1,162	20	342	0	0	15	152	29	267	4	33	32	318	144	2,274
5月	48	1,081	16	248	4	83	15	142	20	192	9	63	26	256	138	2,065
6月	45	860	19	226	4	44	16	188	18	184	8	52	25	221	135	1,775
7月	46	853	19	490	2	30	20	282	17	198	9	75	24	227	137	2,155
8月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	183	3,956	74	1,306	10	157	66	764	84	841	30	223	107	1,022	554	8,269



### (2) 目的別貸出状況

	サークル		一般有料貸出		市主催・共催事業		学級・講座		社会教育団体		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
4月	118	1,231	4	100	11	503	0	0	11	440	144	2,274
5月	100	1,010	9	305	19	529	5	109	5	112	138	2,065
6月	104	1,058	4	92	13	234	4	69	10	322	135	1,775
7月	101	1,041	3	52	25	862	2	64	6	136	137	2,155
8月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	423	4,340	20	549	68	2,128	11	242	32	1,010	554	8,269



### (3) 過去5年間の利用人数

年度	R元(H31)年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数	40,453	9,835	13,659	28,820	8,269

## 6. 図書室の管理運営

### (1) 図書室の紹介

宜野湾市立中央公民館図書室は、生涯学習の場として、約 50 名収容可能な学習室を設けるとともに、図書の貸し出しを行う。

現蔵書数は約 10,000 冊あり、一般図書や絵本・紙芝居・雑誌のほか、県内新聞 2 紙も取扱い一年間保存している。また、行事の案内や新着図書案内等を掲載した『図書室だより』も毎月発行し、市内学習施設や保育園等に配布している。

### (2) 図書の館外貸出し

対象	冊数	期間
個人	3 冊	14 日以内
団体	50 冊以内	30 日以内

### (3) 図書室の開室時間等

開室曜日	月・水・木・金・土・日
開室時間	9:00 ~ 17:00
休室日	火曜日・祝日・慰霊の日・年末年始・毎月第 3 金曜日（図書整理日）

### (4) 令和 5 年度中央公民館図書室利用状況

#### ①月別利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
入室者数	314	319	350	489	0	0	0	0	0	0	0	0	1,472
貸出人数	92	120	122	152	0	0	0	0	0	0	0	0	486
貸出冊数	226	302	286	388	0	0	0	0	0	0	0	0	1,202
新規登録者	39	29	28	12	0	0	0	0	0	0	0	0	108

※8 月以降は工事のため完全休館

#### ②年度別利用状況

	R元(H31)年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
入室者数	6,254	2,469	1,341	3,141	1,472
貸出冊数	3,844	2,156	1,431	2,653	1,202
新規登録者	169	68	38	138	108

③対象者別利用状況

	幼児	小学生	中学生	高校生	一般	団体	計
入室者数	217	212	44	29	970		1,472
貸出人数	52	51	14	0	369	0	486
貸出冊数	151	142	21	0	888	0	1,202
新規登録者	13	16	1	1	77	0	108

④月別対象者別利用状況

	開室 日数	対象					小計
		幼児	小学生	中学生	高校生	一般	
4月	24	31	42	4	13	224	314
5月	22	69	39	3	0	208	319
6月	24	50	34	19	11	236	350
7月	25	67	97	18	5	302	489
8月	0	0	0	0	0	0	0
9月	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0	0	0
11月	0	0	0	0	0	0	0
12月	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0	0
合計	95	217	212	44	29	970	1472



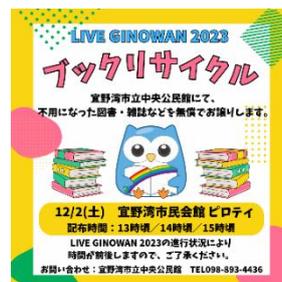
【↑慰霊の日展の様子】



【市内戦争体験者インタビューへのリンク↑】



【↑ブックリサイクルの様子】



【↑ポスター】

## 7. 企画・連携事業

### (1) 企画事業

地域連携企画 サークル作品

【期 間】令和5年6月12日～6月26日

【場 所】コザ信用金庫 普天間支店



【普天間川柳の会】



【紅型サークル「彩」】

サークル紹介&図書室紹介パネル展

【期 間】令和5年7月10日～7月21日

【場 所】宜野湾市役所1階ロビー

【展示の様子】正面玄関より国民健康保険課窓口と受付前へL字に配置

内側はサークル紹介とボランティア活動報告、関連チラシを設置し、外側受付前に図書室の紹介、よみきかせイベント等のポスター等を展示



【展示(内側)】



【特別活動報告ポスターとチラシ】



【サークル紹介】



【展示(外側受付前)】



【図書室紹介】



【ポスター掲示】

## (2) 連携事業

よみきかせ&工作体験 (ボランティア団体「よみきかせくろうさぎ」連携)

【期 間】 通年 (毎月第3土曜日)

【場 所】 中央公民館3階図書室



【よみきかせの様子】



【工作体験の様子】

夏のよみきかせまつり (ボランティア団体「よみきかせくろうさぎ」「人形劇トロイメライ」外)

【期 間】 令和5年7月15日

【場 所】 中央公民館3階図書室、視聴覚室



【夏のよみきかせまつりポスター】



【工作体験の様子】



【人形劇トロイメライによる人形劇】



【よみきかせの様子】



## 8. 加盟組織及び各種研修

### (1) 沖縄県公民館連絡協議会

県内公立公民館及び自治公民館等相互の連絡提携を図り、公民館活動の健全な発展及び社会教育の振興に寄与することを目的として、北部地区公民館連絡協議会、中部地区公民館連絡協議会、那覇地区公民館連絡協議会、南部地区公民館連絡協議会、宮古地区公民館連絡協議会及び八重山地区公民館連絡協議会（以下「各地区公連」という。）をもって組織し、各種研究集会等事業を行う。

#### ①令和5年度沖縄県公民館関係者研修会

【日 時】 令和5年5月31日 14:30～16:30

【場 所】 南風原町立中央公民館

【講 演】 地域課題解決のための公民館活動

～強い種の作り方「不完全プランニング」と「+クリエイティブ」～/永田 宏和 氏

#### ②第53回 沖縄県公民館研究大会八重山大会

【日 時】 令和5年11月17日 10:00～15:45

【場 所】 石垣市民会館(大・中ホール)、竹富町役場大会議室

【大会テーマ】 誰もが集い、飛躍し、活躍できる魅力ある公民館活動

【講 演】 「不便が残してくれたもの」/池田 卓 氏

### (2) 中部地区公民館連絡協議会

地区内公民館相互の連絡連携を緊密に図り、もって公民館の振興発展に寄与することを目的として、中頭教育事務所管内の公民館をもって組織し、各種研究集会等事業を行う。

#### ①第35回 中部地区公民館研究大会西原町大会

【日 時】 令和5年9月28日 14:00～18:00

【場 所】 西原町さわふじ未来ホール

【大会テーマ】 地域コミュニティ活動を支える各種団体の活性化を図るためには！

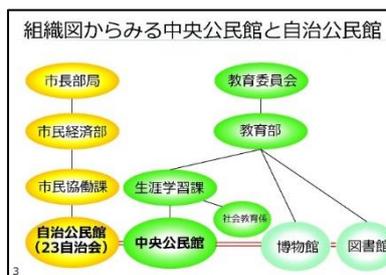
【講 演】 「協働によるまちづくりについて」/野底 武光 氏

○事例発表1：伝統文化の継承と地域のつながり～津覇自治公民館 獅子舞の継承をとおして～  
中城村津覇自治公民館 中城村教育委員会 友寄 健太

○事例発表2：中央公民館が講座をとおしてできること～人と地域をつなぐ仕組みづくり～  
宜野湾市立中央公民館係長 伊佐 正美



【発表の様子】



【使用したスライド資料(一部抜粋)】



### (3) 沖縄県社会教育指導員連絡協議会

沖縄県社会教育の充実発展、指導員相互の資質向上と緊密な連携等を図ることを目的として、各教育事務所単位に地区社会教育指導員連絡協議会を組織し、研修会等の事業を行う。

#### ①第31回 沖縄県社会教育指導員連絡協議会研修会

【日 時】令和5年11月27日 10:00～15:30

【場 所】浦添市立中央公民館分館

【テ ー マ】「しまくとぅば×歴史＝地域を掘り起こす」

～うちなーんちゅがしまくとぅばを大切にしている背景とは～

○第一部(前半)：しまくとぅば短編ドキュメンタリー「思事叶果報(うみじとぅねえがふう)」

上映と講話/宮里・モラノ ジュン 氏

○第一部(後半)：事例発表「しまくとぅば親子講座」読谷マジムナイト/

読谷村文化振興課 村史編集係 町田 星羅 氏 他2名

○第二部：ワークショップ「Discovery of Journey 発見の旅に出よう」/

宮里・モラノ ジュン 氏、町田 星羅 氏

#### ②第32回 沖縄県社会教育指導員連絡協議会第2弾研修会

【日 時】令和6年3月8日 10:00～16:00

【場 所】沖縄県玉城青少年の家

【テ ー マ】私たちは未来の“ONE PEACE”～防災から学ぶ文化と繋がり～

○第一部：「きっかけづくりの極意」/玉城青少年の家スタッフ

○第二部：「先人の知恵から学ぶ防災」/稲垣 暁 氏

### (4) 中頭地区社会教育指導員連絡協議会

社会教育の向上発展、指導員相互の研修と連携を密にし、資質の向上を図ることを目的として、社会教育指導員設置要綱により市町村教育委員会の委嘱を受けた社会教育指導員で構成し、研修会等の事業を行う。

#### ①令和5年度 中頭地区社会教育指導員前期研修会

【日 時】令和5年7月19日 13:00～16:30

【場 所】うるま市生涯学習・文化振興センター ゆらてく 多目的ホール

【研 修】「誰でもできる！スマホで簡単動画作成」

#### ②令和5年度 中頭地区社会教育指導員後期研修会

【日 時】令和5年11月16日 10:00～15:30

【場 所】恩納村博物館、沖縄科学技術大学院大学(OIST)

○第一部：「獲る漁業からつくり育てる漁業と、人に愛される地域づくりについて」

①豊かな海を次世代へつなぐ～恩納村漁協の取り組み～/仲村 英樹 氏

②笑顔の秘密/大城 平 氏

○第二部：「沖縄の暮らしと世界が、科学でつながる」

OIST キャンパスツアー、OIST との連携・共同の取り組み紹介/OIST 地域連携セッション

### **三. 令和6年度 事業計画**

## 1. 令和6年度事業計画

※中央公民館・市民会館の空調設備等改修工事完了予定の令和6年度12月頃まで休館とする。

### (1) 中央公民館主催講座（市内外の施設にて講座実施）

#### ①一般対象講座（6講座）

一般を対象に、教養・趣味・家庭教育等、実生活に即する内容や、課題解決に向けた講座を実施すると共に、学習を通して市民のコミュニティづくりに寄与する。

#### ②親子、キッズ・ジュニア講座（3講座）

低学年は、親子での共同作業や体験を通し、より良い親子関係の形成を図る。高学年・中学生は多様な体験を通して新しいことに挑戦する楽しさを感じ、自主性や意欲を育む。

#### ③小中学校連携講座（7講座）

学校を主な開催場所として、希望した市内公立小中学校の児童生徒・保護者を対象に、中央公民館が提案する講座を実施する。学校と連携することで、より多くの児童生徒・保護者に、身近な環境・郷土文化・SDGsに関連した学びの機会を提供する。

### (2) 自治公民館連携事業

#### ①自治公民館講座（16自治会が実施予定）

市内の自治公民館を生涯学習関連施設として位置づけ、地域住民自身主体となり住民が求めるテーマを学習することで、学習意欲の向上と楽しく明るい地域づくり活動の推進を図る。

#### ②自治会長・書記連携講座（23自治会長・書記を対象に1講座）

地域の課題解決に向けた取り組みや地域の活性化、生涯学習の普及・推進を図ることを目的とし、中央公民館が講座開設のノウハウを活かして、自治会長会などと連携を図り講座を実施する。

### (3) サークル活動の振興とボランティア活動等の推進

社会教育法第20条の趣旨に則り、社会教育の一環として定期的かつ継続的に学習活動をおこなう宜野湾市立中央公民館に定期利用団体として登録した団体(サークル)に対し活動の振興を図る。

#### ①サークル登録説明会（3月実施予定）

#### ②ボランティア活動・地域貢献活動の推進（産業まつりなどへの出演調整、活動実施団体の表彰）

#### ③「宜野湾市立中央公民館定期利用団体の登録等に関する要領」の見直し

### (4) 中央公民館施設の貸与（1月以降実施予定）

社会教育法第20条の目的に則り、地域住民の集会その他の公共的利用に供する。

#### ①使用許可申請書の電子申請・決済の導入等にかかる、規則改正

### (5) 図書室の管理運営（図書の閲覧・貸出等）（1月以降実施予定）

生涯学習の場として最大50名収容可能な学習室を設け、図書の貸し出しを行う。祝日や記念日・主催講座などにあわせた選書・企画展示を行い、本を通じた人と人の交流を促す。また、展示や新着図書案内等を掲載した『図書室だより』を発行する。

## (6) 企画・連携事業

### ①サークル紹介パネル展（11月：市民図書館にて実施予定）

サークルの活動内容や特別活動（ボランティア等）の様子を紹介するパネル展示を実施し、サークルおよび一般市民の生涯学習活動の振興を図る。

### ②サークル作品展（6月・11月：コザ信用金庫普天間支店等実施予定）

学習成果の発表の場を設けることで、さらなる生涯学習への意欲向上と普及促進を図る。

### ③ボランティア団体『よみきかせくろうさぎ』による読み聞かせ&工作体験を開催する。

（令和7年1月以降実施予定）

## (7) 広報活動

### ①市報及びホームページ・公式ラインに中央公民館講座情報などを掲載

### ②市内小中学校連絡アプリ「スクリレユニット」で講座情報を周知

### ③自治会長が集まる行政事務連絡協議会で「自治公民館連携事業」を周知、勧奨

### ④宜野湾市立中央公民館サークル一覧表・ボランティア一覧表を本市関係機関に配布

### ⑤中央公民館活動をまとめた報告集「まなびのあゆみ」を刊行し、自治会など関係機関に配布

### ⑥ホームページに近隣大学の公開講座・放送大学・県生涯学習のホームページ入口を掲載

## (8) 加盟組織及び各種研修

### ①沖縄県公民館連絡協議会

県内公立公民館及び自治公民館等相互の連絡提携を図り、公民館活動の健全な発展及び社会教育の振興に寄与することを目的とする。（定期総会・公民館関係者研修会／沖縄県公民館研究大会）

### ②中部地区公民館連絡協議会

地区内公民館相互の連絡提携を緊密に図り、もって公民館の振興発展に寄与することを目的とする。（定期総会／中部地区公民館研究大会）

### ③沖縄県社会教育指導員連絡協議会

沖縄県社会教育の充実発展、指導員相互の資質向上と緊密な連携等を図ることを目的とする。（定期総会／沖縄県社会教育指導員連絡協議会研修会）

### ④中頭地区社会教育指導員連絡協議会

社会教育の向上発展、指導員相互の研修と連携を密にし、資質の向上を図ることを目的とする。（定期総会／中頭地区社会教育指導員前期研修会／中頭地区社会教育指導員後期研修会）

## (9) 中央公民館運営審議会

地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営を図るねらいで設置されているため、その趣旨が活かされるよう運営する。中央公民館における各種事業の企画・実施・運営・成果と課題に関する検討調査の審議や報告をおこなう。（1回目：7月4日、2回目：10月頃予定）

## R6年度 宜野湾市立中央公民館主催講座 開催予定一覧表

### ★一般講座★

	開催	講座名	内容及び目的	講師名	回数	定員	託児
一般講座	5月	パパママ応援講座	いくつかの種類の講座を組合せて、お父さん、お母さんの子育てを応援します。『ほめ愛アップ講座』『リラクゼーションヨガ講座』『体に優しいおやつ作り』の全3回予定。	●ほめ愛アップ講座 てるやとこ ●リラクゼーションヨガ講座 砂川真由美 ●体に優しいおやつ作り講座 島袋 文佳	3	12名	有
	6月	はじめてみよう！スマホでできる資産運用	スマホを活用した資産運用の方法を学んで、お金と上手に付き合うために必要な知識や判断力を身につけよう。	沖縄県金融広報委員会 慶田城 裕	4	20名	有
	9月	家系図づくり講座	自分のルーツについて考えたことはありますか。子どもや孫、その先の子孫に残せる家系図を作るためのノウハウを学び、自分の手で家系図を作りましょう。	相続サポートくるる沖縄 代表 崎原 敏子	3	20名	-
	10月～11月	健康マージャン	健康マージャンは、脳の活性化・認知症予防をはじめ、人とのふれあいや生きる喜びを知る事ができる健全で健康的なコミュニケーションツールです。	沖縄県健康マージャン連盟	6	20名	-
	11月	ノルディックウォーク講座	からだの仕組みを学びながら正しい歩き方を指導してもらいます。運動不足解消の為、柔軟性UPのからだづくり体操とノルディックウォーキングを組み合わせ、日常で誰でもできる運動でリフレッシュ！	JNFAノルディックウォーキングインストラクター 仲松 智美	3	20名	-
	11月～12月	はじめての韓国語講座+韓国料理教室	身近な国・韓国について学び、簡単なハングル文字や生活に密着した日常会話をマスターした後、韓国料理づくりに挑戦してみませんか。	ユン・ソヨン 韓国ソウル出身	6	12名	有

※講座名は仮であり、講座の詳細や募集については毎月の市報や市ホームページでお知らせいたします♪  
※天候等の状況により講座開催月の変更や中止となる場合がございます。予めご了承下さい。

### ★夏休み親子・キッズ・ジュニア講座

	対象	講座名	内容及び目的	講師名	回数	定員
親子・キッズ講座	小1～小3(親子)	親子で紅型バッグづくり	沖縄伝統工芸の一つである「紅型」その技法を使った自分だけのオリジナルトートバッグを作ってみよう！	ハンザキピンガタ 宮城朝子	1	15組
	小4～小6	LEDランタン作り	夜の暗闇を照らしてくれるランタン。そのランタンを身近な材料で作ってみませんか。簡単に作れるので、夏休みの工作にもおすすめです。	琉球大学総合技術部	1	15名
ジュニア	中学生	eスポーツ教室	『eスポーツ』とは、モバイルゲームやビデオゲームを使った対戦を、スポーツとして競技性のニュアンスを加えたもので、知略や戦略など競技性を含む”スポーツ”として捉えられています。今回はアーケード風のサッカーとカーバトルがパワフルに融合した『ロケットリーグ』に挑戦します。新機能を利用して楽しんでみませんか！フィールドがあなたを待っています。さあシュート！	学校法人KBC学園 KBC高等学校	1	16名

※夏休み講座の募集などの詳細については6月下旬頃、各学校を通して全生徒にチラシを配布いたします♪  
※天候等の状況により講座開催月の変更や中止となる場合がございます。予めご了承下さい。

お問合せ（平日/9時～17時）  
宜野湾市立中央公民館 ☎098（893）4436

○市立小中学校関係者向けに配布した一覧表

★宜野湾市立中央公民館主催事業 小中学校連携講座★

対象	講座名	内容及び目的	講師名	回数	場所
クラス単位 (中学生推奨)	SDGs講座資源の再利用サイクルを学ぼう!	SDGsが叫ばれている世界で海洋バイオマスを利用したCO2削減・利活用研究に携わっている講師を迎え、海ブドウやモズクなどの海藻類の早期育成という沖縄発のSDGs実現の最新現場を体感してみよう。	琉大海洋学部研究室 (株)リフテックフロー 依田欣文	1	各学校
クラス単位 又は 学年単位	磯遊び教室	海に囲まれた沖縄。その沖縄の海の生き物について、実際に干潟に降りて観察してみませんか。海の生き物について学ぶことで、海の大切さやSDGsを考えるきっかけにしよう!	しかたに自然案内	1	トロピカルヒーチ横
クラス単位 又は 学年単位	世界がもし100人の村だったら	世界には約77億人もの方が住んでいます。それを100人に例えてみたらどうなるかを実際に体を使いながら世界の格差や多様性を体感する講座です。	青年海外協力協会 (JOCA)	1	各学校体育館
クラス単位 又は 学年単位	国際理解ワークショップ 新貿易ゲーム	世界の豊かな国と途上国に分かれて簡単な商品を作り、それを使って貿易を行っていくことで世界の貿易の仕組みや経済のグローバル化を学びます。	青年海外協力協会 (JOCA)	1	各学校体育館
クラス単位 又は 学年単位	金融リテラシー講座	親子で現金と電子マネーの使い方を学び、その違いやメリット・デメリットを知ることでお金の基本的な役割を理解することで、お金の使い方を考えよう。	沖縄県金融広報委員会	1	各学校体育館
クラス単位 又は 学年単位	スマホ・ケータイ安全教室	スマホを使うことのメリット・デメリットを学び、その使い方を親子で考え、インターネットを利用した詐欺や犯罪に巻き込まれないために手口や対策を知り知識を深め防犯につなげましょう。	沖縄セルラー電話株式会社スマホ・ケータイ安全教室事務局	1	各学校体育館
学年単位	組踊ワークショップ	沖縄伝統芸能である組踊の一つである『執心鐘入』を実際に国立劇場おきなわで活躍している「子の会」を講師にお迎えして、子ども達に伝統芸能の体験の場として活用してはいかがでしょうか。学校単位でお申込み頂き、その学校の要望に合わせて、予算・企画内容・規模を調整します。	沖縄伝統組踊『子の会』	1	各学校体育館



## 四. 中央公民館關係資料

## ○社会教育法（抜粋） 第五章 公民館

（目的）

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の運営方針）

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
  - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

（公民館の基準）

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

（公民館の設置）

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第二十五条及び第二十六条 削除

（公民館の職員）

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会(特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館(第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。)の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長)が任命する。

(公民館の職員の研修)

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会(特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長)が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(基金)

第三十三条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第三十四条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(公民館の補助)

第三十五条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条 削除

第三十七条 都道府県が地方自治法第二百三十二条の二の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補

助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第三十八条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

- 一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。
- 二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。
- 三 補助金交付の条件に違反したとき。
- 四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第三十九条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第四十条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行ったときは、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村の教育委員会(特定公民館にあつては、当該市町村の長)、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第四十一条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第四十二条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

## ○宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条及び第30条第2項の規定に基づき、宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 宜野湾市野嵩一丁目1番2号に宜野湾市立中央公民館(以下「公民館」という。)を設置する。

2 前項の規定により設置される公民館の事業の対象となる区域は、市の全地域とする。

(職員)

第3条 公民館に、館長、主事、その他必要な職員を置く。

(公民館運営審議会)

第4条 法第29条第1項の規定に基づき、公民館に宜野湾市立中央公民館運営審議会(以下「公民館運営審議会」という。)を置く。

2 公民館運営審議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から宜野湾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命又は委嘱する。

3 委員の定数は、12人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であってもこれを解嘱することができる。

(使用料の徴収)

第5条 使用料は、別表に掲げる使用区分の合計金額の使用料を徴収する。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第6条 使用料は、教育委員会規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第7条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、特別の事情がある場合は、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営並びに公民館運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年11月5日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年9月24日条例第32号)

1 この条例は、平成3年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定により使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月31日条例第39号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 31 日条例第 2 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の宜野湾市行政財産使用料条例、宜野湾市立学校施設の使用料徴収条例、宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例、宜野湾市民会館の設置及び管理に関する条例、宜野湾市立総合運動場の設置及び管理に関する条例、宜野湾市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例、宜野湾勤労者体育センターの設置及び管理に関する条例、宜野湾市立闘牛場の設置及び管理に関する条例及び宜野湾市都市公園条例の規定により使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 12 日条例第 3 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 26 日条例第 25 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の宜野湾市立学校施設の使用料徴収条例、宜野湾市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例、宜野湾勤労者体育センターの設置及び管理に関する条例、宜野湾市都市公園条例、宜野湾市行政財産使用料条例、宜野湾市民会館の設置及び管理に関する条例、宜野湾市保健相談センターの設置及び管理に関する条例、宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例、宜野湾市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例、宜野湾市人材育成交流センターの設置及び管理に関する条例、宜野湾市情報産業振興施設の設置及び管理に関する条例、宜野湾マリン支援センターの設置及び管理に関する条例、宜野湾市立総合運動場の設置及び管理に関する条例及び宜野湾市男女共同参画支援センターの設置及び管理に関する条例の規定により使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 12 月 23 日条例第 20 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の宜野湾市立学校施設の使用料徴収条例、宜野湾市都市公園条例、宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例、宜野湾市立博物館設置条例、宜野湾市人材育成交流センターの設置及び管理に関する条例、宜野湾市情報産業振興施設の設置及び管理に関する条例、宜野湾市立総合運動場の設置及び管理に関する条例及び宜野湾市男女共同参画支援センターの設置及び管理に関する条例の規定により使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

(単位：円)

種別	使用料(附帯備品を含む。)							冷房費1時間につき
	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～21時	昼間 9時～17時	昼夜間 13時～21時	全日 9時～21時		
集会場(舞台を含む。)	(平日) 7,330	9,780	9,160	19,560	21,380	31,160	1,500	
	(土・日) 8,790	11,730	10,990	23,470	25,650	37,390		
研修室	1,080	1,450	1,080	2,900	2,900	4,350	600	
児童室	880	1,180	880	2,360	2,360	3,550		
視聴覚室	1,380	1,850	1,380	3,700	3,700	5,550		
調理実習室	1,650	2,200	1,650	4,410	4,410	5,720	1,000	
多目的室	2,160	2,900	2,160	5,800	5,800	8,700	1,200	
備考	<p>(1) 使用時間の超過及び練習等のための使用の場合の使用料の額は、教育委員会規則で定める。</p> <p>(2) 特別の設備をして、電気、水道又はガスを使用したときには、それぞれの料金の実費を徴収する。</p> <p>(3) 宜野湾市民会館常置の備品を使用する場合は、宜野湾市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和62年宜野湾市教育委員会規則第1号)に定めるところにより、所定の手続きをしなければならない。</p> <p>(4) 市民(本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。)以外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料(以下「規定使用料」という。)の100分の30に相当する金額を規定使用料に加算した額とする。ただし、冷房費及び(2)を除く。</p>							

## ○宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例(昭和59年宜野湾市条例第3号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、宜野湾市立中央公民館(以下「公民館」という。)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公民館の事業)

第2条 条例第2条第1項に規定する公民館は、市民に対して、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第22条に規定する事業(以下「事業」という。)を行なうものとする。

(職員)

第3条 公民館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 係長
- (3) 担当主査
- (4) 主事
- (5) その他必要な職員を置くことができる。

2 職員は、上司の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

3 館長は、非常勤とすることができるものとし、その場合は、週5日間勤務を原則とする。

4 前項館長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(開館及び閉館)

第4条 公民館の開館及び閉館の時刻は、次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要と認めた場合は、その時刻を変更することができる。

- (1) 開館 午前9時00分
- (2) 閉館 午後9時00分

(休館日)

第5条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、これを変更し又は、臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 火曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで(年末年始)
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日及び6月23日(慰霊の日)
- (4) 前号に規定する日が勤務を要しない日にあたるときは、その日の後日において最も近い休日でない日をもつてこれにあてる。
- (5) 前4号の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認めたときは、公民館の全部又は、一部を開館することができる。

(施設、設備の使用)

第6条 公民館の施設又は設備(図書を除く。)を使用しようとする者(以下「使用者」という。)

は、使用日の属する月の6月前の月の初日(その日が休館日である場合は、その日の翌日とする。)

から、使用日の7日前までに、公民館使用許可申請書(様式第1号)を提出し、その許可を受けなければならない。ただし、教育長が特に認める場合は、この限りでない。

2 教育長は、前項の規定により提出された申請書を審査して、支障がないと認めるときは、公民館使用許可書(様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

3 使用者は使用変更がある場合は、5日前までに公民館使用変更(取消)申請書(様式第3号)を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

4 教育長は、前項の規定により提出された変更申請書を審査して、支障がないと認めるときは、公民館使用変更(取消)許可書(様式第4号)を当該申請者に交付するものとする。

(継続使用)

第7条 公民館の継続使用は、5日間を限度とする。ただし、教育長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(図書の館外貸出)

第8条 公民館の図書の館外貸出しを受けようとする者は、公民館図書館外閲覧許可申請書(様式第5号)を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 館長は、前項に規定する申請書を審査して許可するときは、公民館図書館外閲覧許可書(様式第6号)を交付するものとする。

3 図書の館外貸出しの冊数は、個人貸出しの場合にあつては3冊、団体貸出しの場合にあつては50冊以内とする。ただし、団体貸出しの場合において館長が特に必要があると認めるときは、その限りでない。

4 図書の館外貸出しの期間は、個人貸出しの場合にあつては14日、団体貸出しの場合にあつては30日とする。

(施設、設備の使用制限)

第9条 公民館の施設若しくは設備の使用者が、次の各号に掲げる事由の一に該当すると教育長が認めた場合又は事業運営上特別な必要が生じた場合には、教育長は、使用の許可を取消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) 法令の規定に違反して使用しようとし、又は使用したとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) 使用のための手続きに違反したとき。

(4) 使用中において著しく秩序を乱す行為があつたとき。

(5) 使用に関して係員の指示に違反し、又は使用上遵守すべき事項に違反する行為があつたとき。

(使用者等の遵守事項)

第10条 使用者並びに入場者は、教育長並びに職員の指示に従わなければならない。

2 使用者並びに入場者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用する責任者は、使用する以前に職員に申し出ること。

(2) 危険物又は動物を持ち込まないこと。ただし、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第16条第1項の認定を受けているものを除く。

(3) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(4) 許可なく物品を展示又は販売し、その他これらに類する行為をしてはならない。

(5) 使用後は、もとの状態に復し、又は所定の場所へ返還すること。

(6) 所定の場所以外へ立入らないこと。

(7) 使用者は、使用の際施設及び備品、器具等に損傷がないように取扱わなければならない。

(8) 責任者は、使用後の異状の有無を職員に報告するとともに点検を受け、損傷があるときは、次条により賠償しなければならない。

(施設、設備のき損又は亡失の届出等)

第 11 条 公民館の施設又は設備の使用者が、当該施設又は設備を汚損、き損若しくは亡失したときは、すみやかにその旨を教育長に届け出なければならない。

2 教育長は、前項に規定する汚損、き損若しくは亡失に係る施設又は設備の使用者に対し、損害賠償を命ずることができるものとする。

(使用料の減免)

第 12 条 条例第 6 条の規定により使用料を減額又は免除することができる場合は、次の各号に該当するものとする。

(1) 本市又は本市教育委員会が、主催する行事に使用する場合 10 割

(2) 本市又は本市教育委員会が、共催する行事に使用する場合 5 割

(3) 本市教育委員会に属する学校、幼稚園及び教育機関がその目的のために使用する場合 10 割

(4) 市内の社会教育関係団体及び登録団体が、法 20 条に規定する目的に使用する場合 10 割

(5) 国及び他の地方公共団体が使用する場合 5 割

(6) その他特に教育長が必要と認めた場合 5 割又は 10 割

2 使用料の減免をうけようとするものは、公民館使用料減免申請書(様式第 7 号)を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用料の返還)

第 13 条 条例第 7 条の規定により、使用料を返還することができる場合は、次の各号のとおりとする。

(1) 天災地変その他使用者の責に帰することができない理由により、使用できなくなったとき。

(2) 使用開始前 5 日前までに使用の取消しを申し出たとき。

(3) 教育長がその他相当の理由があると認めたとき。

2 使用料の還付を受けようとする者は、公民館使用料還付申請書(様式第 8 号)を提出しなければならない。

3 教育長は、前項の使用料の還付を決定したときは、公民館使用料還付決定通知書(様式第 9 号)により通知する。

(超過料金)

第 14 条 条例第 5 条の別表に定める使用時間の超過及び練習等のための使用の使用料は、次のとおりとする。

(1) 使用時間の超過に対しては、当該使用料金の種別により、超過時間の割合い金額を加算して徴収する。この場合、超過時間が 30 分未満は切り捨て、30 分以上 1 時間未満は 1 時間とし、10 円未満は、切り捨てるものとする。

(2) 練習等のために公民館の施設及び設備を使用するときの料金は、当該使用料金の 3 割相当額とする。この場合 10 円未満は、切り捨てるものとする。

(報告)

第 15 条 館長は、各月の事業計画及びその実施状況を教育長に報告しなければならない。

(事務の処理等)

第 16 条 公民館における事務の処理、職員の服務等については、教育委員会事務局の取扱いの例による。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は館長が教育長の承認を得て定める。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月15日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年3月1日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成9年2月19日教委規則第2号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月17日教委規則第2号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月20日教委規則第3号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年5月14日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年10月21日教委規則第9号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日教委規則第6号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月26日教委規則第11号)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の行為等は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年2月17日教委規則第2号)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の行為等は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成22年7月21日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年4月22日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則(令和4年1月24日教委規則第6号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

※ 申請等に係る帳票の様式省略

## ○宜野湾市立中央公民館運営審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例(昭和59年宜野湾市条例第3号)第8条の規定に基づき、宜野湾市立中央公民館運営審議会(以下「審議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき、調査審議するものとする。

(委員の委嘱)

第3条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第30条第1項の規定に基づき、教育委員会が委嘱する。

(審議会の組織)

第4条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審議会の会議(以下「会議」という。)の議長となり、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(報告)

第6条 委員長は、会議の結果を館長に報告し、館長は、教育長に報告しなければならない。

(委任)

第7条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は別に教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年5月14日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年4月22日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市立中央公民館運営審議会規則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

## ○宜野湾市社会教育指導員の設置に関する規則

(設置)

第1条 宜野湾市の社会教育の振興を図るため、宜野湾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に社会教育指導員を置くことができる。

(任用)

第2条 社会教育指導員は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とし、社会教育に関する深い関心と理解をもち、かつ次の条件を満たす者の中から教育委員会が任用する。

- (1) 健康でかつ活動的であること。
- (2) 社会教育又は学校教育に関する経験を有すること。
- (3) 住民から信頼される者であること。

(職務)

第3条 社会教育指導員は、社会教育に関する指導助言に従事し、社会教育主事の計画に従いその指導に当たる。

(定数)

第4条 社会教育指導員の定数は、若干名とする。

(服務)

第5条 社会教育指導員は、社会教育主事の指示に従ってその職務に従事しなければならない。  
2 週3日間勤務を原則とする。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年11月6日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年11月1日から適用する。

附 則(昭和54年5月16日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年10月27日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月16日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年5月7日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から適用する。

附 則(平成20年3月26日教委規則第12号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日教委規則第3号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## ○宜野湾市立中央公民館定期利用団体の登録等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第20条の趣旨に則り、社会教育の一環として定期的かつ継続的に学習活動をおこなう団体に対し活動の振興を図るため、宜野湾市立中央公民館（以下「公民館」という。）を定期利用する団体（以下「サークル」という。）の登録等について、必要な事項を定めるものとする。

(登録の基準)

第2条 サークルの登録に必要な基準は、次のとおりとする。

- (1) 団体の構成人員が10人以上で、かつ、構成員の過半数が宜野湾市内に在住、在勤又は在学していること。
- (2) 団体の組織及び活動のために代表者を置き、会則又は規約等を備えていること。
- (3) 団体の代表者は、宜野湾市内に在住、在勤又は在学していること。
- (4) 団体活動のための経理が明らかであること。
- (5) 市民に広く開かれた団体であること。
- (6) 活動の成果をボランティア活動などとおして社会に還元できる団体であること。
- (7) 宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会（以下「協議会」という。）会則第3条に基づき、協議会に加入できること。
- (8) 構成員の資質向上に努め、協議会及び公民館が主催する行事に積極的に参加できること。
- (9) 構成員から徴収した会費は、主たる活動費に充てること。
- (10) 講師や指導者への報酬は、原則無償とする。ただし、謝礼金を支払う場合は、公民館が主催する講座の講師謝礼金の額に準ずるものとする。
- (11) 講師や指導者が自らサークルを主宰する場合は、金品その他活動に起因する対価を得ることがないこと。

(登録の申請)

第3条 サークルの登録を希望する団体は、宜野湾市立中央公民館定期利用団体登録申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、宜野湾市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請するものとする。

- (1) 団体の会則又は規約
- (2) 団体役員・会員名簿（様式第2号）
- (3) 年間事業・活動計画書（様式第3号）
- (4) 団体紹介資料（様式第4号）
- (5) その他必要と認める書類

2 登録の申請期間は、定期利用をしようとする前年度の2月1日から2月末日までとする。ただし、サークルの施設利用が重複しない場合は、随時申請することができる。

(登録証の交付)

第4条 委員会は前条に規定する申請の内容を審査し、第2条に定める登録基準に適合していると認めるときは、当該申請のあった団体をサークルとして登録するとともに、宜野湾市立中央公民館定期利用団体登録決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 前条の申請において施設利用が重複する団体があるときは、調整を行うものとする。ただし、登録しよう

とする前年度の公民館主催講座から立ち上げたサークルが登録しようとする場合は、これを優先するものとする。

(登録の効果)

第5条 サークルは、次の各号の適用を受けることができる。

- (1) 優先して施設利用できる。ただし、次に該当するときは、この限りではない。
  - ア 宜野湾市主催事業があるとき。
  - イ 宜野湾市各種団体育成補助金交付要綱に該当する団体が、法 20 条に規定する目的のために利用するとき。
  - ウ 県または市全域を対象とした公益性及び教育性の高い催事の利用があるとき。
  - エ その他特に教育長が必要と認めたとき。
- (2) 宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則（昭和 59 年教育委員会規則第 1 号）第 12 条に規定する使用料の減免を受けることができる。
- (3) 公民館が発行するサークル一覧表名簿に登録することができる。
- (4) 社会教育に関する情報の提供を受けることができる。
- (5) その他、活動に関する相談及び助言等の援助を受けることができる。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、登録の日から登録年度の末日までとする。

(登録の変更等)

第7条 第3条第1項に規定する申請書の内容に変更があった場合は、速やかに宜野湾市立中央公民館定期利用団体登録（変更・取消し）届（様式第6号）を委員会に提出するものとする。

(登録の取消し)

第8条 委員会は、サークルが次の各号に該当する場合は、登録の取消し又は定期利用を停止をすることができる。

- (1) 解散又は第2条に定める登録基準に適合しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請によりサークルの登録を受けたとき。
- (3) 公民館の施設使用条件に反し、又は公民館の施設使用に関する所定の手続き等を故意に怠る等、サークルとしてふさわしくない行為等があったと認められたとき。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日（平成 28 年 10 月 1 日）から施行する。

※ 申請等に係る帳票の様式省略

## ○宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会会則

(名 称)

第1条 本会は宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会と称し、事務局を宜野湾市立中央公民館におく。

(目 的)

第2条 本会はサークル間の連携と親睦をはかり、宜野湾市立中央公民館を拠点とする各サークルの円滑な活動に資することを目的とする。

(構 成)

第3条 本会は、「中央公民館定期利用団体」に登録した団体で構成する。

(事 業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、公民館と調整のうえ、次の事業を行う。

- ① サークル連絡会議の実施
- ② 中央公民館利用者交流会及び研修会の実施
- ③ その他連絡協議会で必要と決められたもの

(運営委員)

第5条 本会に第4条に掲げた事業を推進する運営委員をおく。

運営委員は各サークルの代表者で構成し、運営委員長はサークル連絡協議会会長が兼任する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。役員は、各曜日活動サークルの輪番制とする。

会 長 1名  
副会長 2名  
会 計 1名  
書 記 1名  
監 査 2名  
幹 事 若干名

監査役の内1人は中央公民館係長をあてる。

相談役として中央公民館長をあてる。

(任 務)

- 第7条
1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長の事故のある場合はその任務を代行する。
  3. 書記は本会の議事を記録する。
  4. 会計は経費の出納事務及び必要な物品の調達に努める。
  5. 幹事は会議に出席して上記の役員を補佐する。
  6. 監査は本会の収支決算を監査する。

(任 期)

第8条 本会の役員の任期は1年とする。

補欠により選出された役員の任期は前任者の残任期間とする。但し、特別な事情があればその限りではない。

(役員引継)

第9条 役員の引継ぎは、新役員選出後30日以内とする。但し、特別な事情があればその限りではない。

(会議)

第10条 本会の会議は総会、役員会、運営委員会とする。

① 総会は各サークルの代表者で構成する。

通常総会は年1回とし、毎年4月に開催する。また、議事は会計並びに事業報告、次年度の活動方針(事業計画)、役員承認、その他とする。

② 役員会は会長、副会長、会計、書記、幹事をもって構成する。

③ 会議は、必要に応じて公民館職員の参加を依頼する。

④ 会議の議決機関は、役員会とし、事業・予算・決算・役員選出を役員会で議決し、総会で承認する。

(会議の成立)

第11条 本会の会議は過半数の出席をもって成立する。但し、委任状が提出された時は、出席したもののみなす。

(議決)

第12条 会議の議決は出席者の過半数の同意をもって議決する。

(経費)

第13条 本会経費は年会費、その他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第14条 本会の年会費は各サークル3,000円とし、毎年4月末日までに会計に納入する。

但し、年度の途中に加入するサークルについては会計と調整を行なったうえ納入する。

特別な事情があればその限りではない。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(文書及び帳簿)

第16条 本会は必要に応じて文書及び帳簿をおく。

(会則の改廃)

第17条 本会則は総会の決議を経なければ改廃できない。

\*附則 この会則は1996年3月25日から実施する。

\*附則 この会則は1999年5月17日から実施する。

\*附則 この会則は2000年5月15日から実施する。

\*附則 この会則は2001年4月19日から実施する。

\*附則 この会則は2003年4月16日から実施する。

\*附則 この会則は2004年4月22日から実施する。

\*附則 この会則は2006年5月12日から実施する。

\*附則 この会則は2008年6月18日から実施する。

\*附則 この会則は2009年5月15日から改正、同日から実施する。

\*附則 この会則は2016年5月28日から改正、同日から実施する。

\*附則 この会則は2018年4月21日から改正、同日から実施する。

\*附則 この会則は2023年4月23日から改正、同日から実施する。





令和6年6月発行

編集・発行

宜野湾市立中央公民館

電話 098 (893) 4436

FAX 098 (893) 4434